答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成31年3月12日付けで行った法に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は取り消されるべき と主張しているものと解される。

「現在のアパート移動の場合 ○○区→他の県に移動した場合 生活費74,000ではやってはいけません。(注)ガスはお金かかります。着るもの、下着類かえません。高いです。トコヤは10年以上いってる○○市までいってます(安いから)」

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定 を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和元年8月15日	諮問
令和元年9月27日	審議(第37回第3部会)
令和元年10月24日	審議(第38回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定めている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に従って、年齢区分、級地区分等に応じて要保護者各々について具体的に決定される。

法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

(1) 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10・1によると、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができる」とされ、「4月1日に行う切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行

う」とされている。

保護基準別表第9によると、東京都区部の級地区分は1級地-1である。また、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(7)・第1類によると、年齢区分は、「 \bigcirc ○歳 \sim ○○歳」と「 \bigcirc ○歳 \sim ○○歳」では異なる区分とされ、それぞれの区分における基準額が定められている。

(2) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(7)・第2類によると、東京都内 (VI区) における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌年3月までに限り月額2,580円を計上することとされている。

(3) 介護保険料加算について

保護基準別表第1・第2章・7によると、介護保険料加算について、「介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条の規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」とされている。ここにいう第一号被保険者とは、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者のことをいうとされている(介護保険法9条1号)。

○○区介護保険条例(以下「条例」という。)施行規則53条の2第2項1号及び介護保険法施行令39条1項によると、生活保護被保護者の介護保険料(平成31年度)は年額24,240円である。また、条例12条1項によると、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期限は、毎月末日とし、同条4項によれば、各納期に係る納付額は、年額の12分の1とするとされている。

2 本件処分の検討

- (1) 請求人の生年月日は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日であるから、平成 30年〇〇月〇〇日で満〇〇歳となったため、処分庁は、本件処分 において、局長通知第10・1に基づき、平成31年4月1日を変 更日として、請求人の年齢区分を「〇〇歳~〇〇歳」から「〇〇歳 ~〇〇歳」へ変更し、「〇〇歳~〇〇歳」の区分における基準額を 適用したことが認められる。
- (2) また、請求人は、平成30年11月から平成31年3月まで冬季加算(月額2,580円)を受けていたが、同年4月から10月までは冬季加算の対象外であるから、処分庁は、本件処分において、平成31年4月1日付けで請求人に対する冬季加算の額である2,580円を削除したものと認められる。
- (3) さらに、請求人は、〇〇区内に住所を有し、かつ平成〇〇年〇〇月〇〇日に65歳になったのであるから、同日以降継続して介護保険の第一号被保険者であることが認められる。また、〇〇区においては、平成31年度の生活保護被保護者の介護保険料の月額は、240円(年額)の12分の1である2,020円となるところ、処分庁は、本件処分において、介護保険料加算として、2,020円を認定したことが認められる。
- (4) 以上のことから、処分庁は、年齢区分の変更による基準額の改定、 冬季加算の削除及び介護保険料加算の認定変更を理由に本件処分を 行い、「・基準改定による変更 ・冬季加算削除 ・介護保険料加 算の認定変更」との理由を付した本件処分通知書を請求人に送付し たことが認められる。

したがって、本件処分は、法及び保護基準等に則って適正に行われたものであり、また、保護費の算定において違算等も認められないことから、違法又は不当な点があるとは認められない。

請求人は、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、上記のとおり、本件処分は、法令等に従って適正になさ

れ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものと評価することができないことは明らかである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とする ことはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成